

【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【邑南町】

(令和5年10月1日現在)

制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
町営住宅等の入居申込み等	パートナーとの入居申込、同居申請	○		建設課	0855-95-1120 (内線1084)	
住民票の発行	同一世帯であれば委任状なしで住民票の交付を請求できる。		○	町民課	0855-95-1114	宣誓がなくても同一世帯であれば利用可
国民健康保険の手続き	住民票同一世帯のパートナーによる手続き(委任状省略)		○	町民課	0855-95-1114	宣誓がなくても同一世帯であれば利用可
後期高齢者医療の手続き	住民票同一世帯のパートナーによる手続き(委任状省略)		○	町民課	0855-95-1114	宣誓がなくても同一世帯であれば利用可
税務証明の交付申請	パートナーによる税務証明の交付申請(委任状省略)	○		財務課	0855-95-1193	